

「105超長期一括保証制度」の取扱開始について ～三重県信用保証協会と提携商品に関する覚書を締結～

株式会社百五銀行（頭取 杉浦 雅和）は、2025年12月9日、三重県信用保証協会（会長 稲垣 清文）と提携商品に関する覚書を締結し、提携商品「105超長期一括保証制度」の取扱いを開始しましたので、下記のとおりお知らせします。

当行は、取り組むべき重点課題（マテリアリティ）として「活力あふれる地域づくり」を掲げており、この提携商品の提供を通じて、地域経済の担い手である三重県内の中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図ることで、お客さまの持続性や成長を支援してまいります。

記

1 覚書の目的

長期の一括返済を可能とする超長期資金を導入することにより、地域経済の担い手である三重県内の中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図り、経営の安定化に寄与することで、地方創生につなげることを目的としています。

2 提携商品の概要

商品名	105超長期一括保証制度（三重県信用保証協会提携）
取扱期間	2025年12月9日～2028年3月31日
対象者	同一事業の業歴が2年以上かつ2期以上の決算を行っている法人で、当行のプロパー融資残高があり、一定の財務要件等を満たしたお客さま
資金使途	運転資金
保証限度額	2億8,000万円（無担保保険8,000万円、普通保険2億円）
金 利	金融機関所定金利
期 間	2年～10年以内
貸付形式	証書貸付
返済方法	一括返済
保証料	通常の保証料率から0.1%優遇

以 上

《ご参考》

覚書披露式の様子

場所 三重県信用保証協会 本店（津市桜橋3丁目399番地）

写真 (左) 三重県信用保証協会 常務理事 石田 勝己

(右) 百五銀行 取締役常務執行役員 川上 貢司

